

## SolarMonitor (ソーラーモニター) Lite (のりかえキャンペーン) 設置工事規約

(2024年2月1日制定)

はじめにお読みいただき、この設置工事規約に同意いただいた上で、SolarMonitor (ソーラーモニター) Lite (のりかえキャンペーン) を申し込みください。

### 第1条(総則)

エナジー・ソリューションズ株式会社(以下「当社」といいます)は、このSolarMonitor (ソーラーモニター) Lite (のりかえキャンペーン) 設置工事規約(以下「本規約」といいます)を定め、本規約に従ってSolarMonitor (ソーラーモニター) Lite (のりかえキャンペーン) (以下「本サービス」といいます)に必要な機器等の設定及び設置工事(以下「本工事等」といいます)を実施します。

### 第2条(本規約の変更、本規約の通知方法)

2-1. 当社は本規約を民法第548条の4の規定により変更することができます。この場合、当社は変更の内容及び効力発生時期を明示し、その効力発生日の相当期間前までに、当社サイト上にて周知するものとします。効力発生日以降は、契約者(第3条に定義します)には、変更後の規約が適用されます。変更後の規約は、当社がオンライン上に表示した時点より有効となります。

2-2. 本規約にかかる事項について、当社から契約者に対する通知の方法は、当社サイト上への提示文書、Eメール、その他当社が指定する方法によるものとします。

### 第3条(本工事等の実施)

3-1. 当社は、契約者(本サービスを申込み、利用意思がある者をいい、以下同じとします)が本サービスを利用する場所に限り、本工事等を実施するものとします。

3-2. 本工事等を実施する日時は、当社にて決定いたします。

3-3. 契約者は、本工事等を当社が別途指定する協力事業者(以下「工事業者」といいます)が実施することを、あらかじめ承諾します。

3-4. 本サービスを利用する場所に他社製監視機器が設置されている場合、工事業者は当該他社製監視機器の電源を停止したのちに本工事等を実施しますが、当該他社製監視機器の撤去は行わないものとします。また、他社遠隔監視サービス契約は契約者ご自身での解約が必要となります。

### 第4条(本工事等の実施等における契約者の協力)

契約者は、当社が本工事等の実施に必要な情報の提出や、本工事等の実施場所に立ち入るために必要な鍵の提出に協力するものとします。当社は、契約者の協力を得られないことにより本工事等が実施できないと判断した場合は、本サービスのご利用を断ることができるものとします。

### 第5条(本工事等の完了)

5-1. 当社は、本工事等の作業完了後7営業日以内に、作業完了報告書を当社指定の方法により、契約者に対し送付します。

5-2. 本工事等の実施完了後、明らかに当社の責めに帰すべき事由による工事内容の不備が発覚した場合、当社は無償にて対応するものとします。ただし、工事完了後1か月以内に発覚した場合に限るものとし、契約者は不備発覚後、速やかに当社に連絡するものとします。

5-3. 前項に規定される場合を除き、本工事等の実施完了後、機器等の設定または設置に不具合が発生し、本サービスを利用することができない状態になった場合、当社は有償にて対応するものとします。具体的な費用は、別途見積によるものとします。

### 第6条(本工事等の中止)

当社は、次の各号に該当する場合は、本工事等に着手したか否かにかかわらず、本工事等を中止することができるものとします。

- (1) 当社の責めに帰すべき事由によらず、本工事等に着手できない、または本工事等を継続できない相当の理由があるとき。
- (2) 第3条に規定する契約者の協力を得られないことにより、本工事等が実施できないと判断した場合。

当社が本工事等を中止せざるを得ないと判断した場合は、当社は本サービスの提供をいたしません。既に契約者が料金等を支払済みの場合には当社は契約者に対し、支払済みの料金等を返金するものとします。

#### 第7条(責任)

7-1. 当社が、本工事等を実施するにあたり、当社の帰すべき事由により契約者に損害を与えた場合、当社は契約者が現実に被った通常かつ直接の損害に限り賠償するものとします。当該損害が、契約者の責めに帰すべき事由により生じた場合は、当社は一切の責任を負わないものとします。

7-2. 契約者が本規約に違反して当社に損害を与えた場合、当社は契約者に対して、当社が被った損害の賠償を請求できるものとします。

#### 第8条(合意管轄裁判所)

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

#### 第9条(準拠法)

本規約の成立、効力、その履行および各条項の解釈に関しては、契約者の国籍、利用の場所等を問わず日本法が適用されるものとします。